

【韓国】国会世宗議事堂の設置及び運営等に関する規則

関西館アジア情報課 野間 俊希

* 2024年1月7日、世宗（セジョン）特別自治市に国会の分院を設置するに当たり、その設置・運営に関する原則や、移転する国会の機関について定めた規則が施行された。

1 背景と経緯

韓国では、人口や行政機能等の首都圏への一極集中を是正すること等を目的として世宗（セジョン）特別自治市が2012年7月に設置¹されて以来、中央政府機関の同市への移転が進められてきた。2021年10月14日には国会法²が改正され、新設の第22条の4において、世宗特別自治市に国会の分院として世宗議事堂（以下「国会世宗議事堂」）を設置することと、国会世宗議事堂の設置、運営その他必要な事項は国会規則で定めることが規定された³。2023年10月6日、この改正を受けて提出された「国会世宗議事堂の設置及び運営等に関する規則案」⁴が国会本会議で可決され、同日、国会規則第241号⁵として制定された。同規則は本則11か条、附則2か条から成り、2024年1月7日に施行された。

2 規則の概要

(1) 目的

国会法第22条の4の規定により、国会世宗議事堂の設置、運営その他必要な事項を定めることを目的とする（第1条）。

(2) 国会世宗議事堂の設置・運営に関する原則

国会世宗議事堂は、国家の均衡発展を図り、国政運営の効率を向上させるために設置・運営されなければならない（第3条第1項）。同議事堂は、人材・組織及び予算の合理性と効率性を向上させるよう設置・運営されなければならない（同条第2項）。

(3) 移転・設置する機関

17の常任委員会と4つの特別委員会のうち、政務委員会、企画財政委員会、教育委員会等の11の常任委員会と予算決算特別委員会⁶の会議室を国会世宗議事堂に置き、会議等の委員会活

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年3月12日である。

¹ 「세종특별자치시 설치 등에 관한 특별법 (법률 제 10419 호)」 国家法令情報センター

<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=109469#0000>> 以下、法令本文は、国家法令情報センターウェブサイトを参照した。

² 「국회법 (법률 제 18474 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=236025#0000>>

³ 中村穂佳「【韓国】国会世宗議事堂の設置」『外国の立法』No.290-1, 2022.1, p.17. <<https://dl.ndl.jp/ja/pid/11976507>>

⁴ 「[2124604] 국회세중의사당의 설치 및 운영 등에 관한 규칙안 (국회운영위원장)」 議案情報システム

<https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_C2R3E0T8F2W9C0G9B3Q8F4H1H7J3E0>

⁵ 「국회세중의사당의 설치 및 운영 등에 관한 규칙 (국회규칙 제 241 호)」

<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=255541#0000>>

⁶ 予算決算特別委員会は、予算案・基金運用計画案の審査と決算審査を所管業務とするため、行政府との緊密な協力が必須であるという点が考慮されて移転対象に含まれた（전진영, 오창룡, 김태엽 「국회세중의사당 시대, 어떻게 준비할 것인가?」 『NARS 입법・정책』 제 138 호, 2023.12.13, p.29. 国会立法調査処ウェブサイト <<https://www.nars.go.kr/report/view.do?cmsCode=CM0043&brdSeq=43586>>）。11の常任委員会も、対応する中央官庁が世宗特別自治市に存在する（「세종시 현황」世宗特別自治市ウェブサイト <https://www.sejong.go.kr/ac/sub03_01.do>）。

動を行う（第4条第1項）。第4条第1項の常任委員会に所属する国会議員の事務室は、国会世宗議事堂に置く。ただし、本会議又は国会法第39条による兼任委員会活動⁷等のために必要な場合、国会議事堂又は国会世宗議事堂に事務を行うための場所を別途設けることができる（同条第2項）。国会事務総長⁸が定める、第4条第1項の委員会の活動を支援する部署等の国会事務処の部署及び国会図書館法⁹第6条により設置する国会図書館分館、国会予算政策処¹⁰、国会立法調査処¹¹を国会世宗議事堂に置く（同条第3項）。

国会世宗議事堂の建設に関連する事項に対する諮問のために、国会議長に属する国会世宗議事堂建設委員会（以下「建設委員会」）を設置する（第5条第1項）。建設委員会は、委員長1人を含む15人以内の委員で構成する（同条第2項）。建設委員会の委員長は、委員の中から国会議長が指名する者とする（同条第3項）。

国会世宗議事堂の設置及び運営に関する業務を効率的に推進するため、国会世宗議事堂関連の業務を専門とする部署（以下「国会世宗議事堂推進団」）を国会事務処に設置する（第6条第1項）。国会事務総長は、国会世宗議事堂推進団の業務遂行のために必要である場合に、国会所属機関、中央行政機関、地方自治体又は関係機関・団体の長に所属職員の派遣を要請することができる（同条第2項）。国会世宗議事堂推進団の具体的な構成等に関する事項は、国会規則で別途定める（同条第3項）。

国会世宗議事堂推進団は、国会世宗議事堂の開院日以降1年の範囲内で、残務の処理に必要な期間まで存続する（附則第2条）。

（4）住居等への支援計画

国会は、国会世宗議事堂の設置に伴う住居及び勤務環境の整備等のための支援計画を策定・施行しなければならない（第7条）。

（5）不動産の活用計画

国会は、世宗特別自治市移転前に第4条第1項の委員会等が設置されていた建築物等に関する活用計画を策定しなければならない（第8条第1項）。

3 今後の動き

本会議での規則案の可決に際して、国会事務処は、今後、国会世宗議事堂の建設に必要な手続を順次進める計画であり、総事業費に関する協議が2024年上半期中に完了する場合、2031年前後に同議事堂が完成するという見通しを明らかにした¹²。

⁷ 韓国の国会議員は、2つ以上の常任委員会の委員を兼任することができる。国会法第39条第1項

⁸ 国会法第21条第2項は、事務総長1人と必要な職員を国会事務処に置くことと規定している。

⁹ 「국회도서관법 (법률 제 19537 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=252537#0000>> なお、同法第6条は、国会図書館が、その職務の効率的な遂行と図書館資料の保存・管理等のために分館を設置できると規定している。

¹⁰ 国会予算政策処は、国会議員の政治活動を支援するために、国家の予算決算・基金及び財政運用に関する事項を分析・評価することを本務とする韓国国会に属する機関である。国会法第22条の2

¹¹ 国会立法調査処は、国会議員の政治活動を支援するために、立法及び政策に関する事項を調査・研究することを本務とする韓国国会に属する機関である。国会法第22条の3

¹² 「[보도자료] 국회세종지사당 건립을 위한 「국회세종지사당 규칙안」 본회의 가결」 2023.10.6. 韓国国会ウェブサイト <<https://www.assembly.go.kr/portal/bbs/B0000051/view.do?nttId=2594347&menuNo=60010>>